

第五十五号議案

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成二十七年東京都条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条中「一、一二二、〇〇〇円」を「一、一五三、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都教育委員会教育長の給料の額を改定する必要がある。